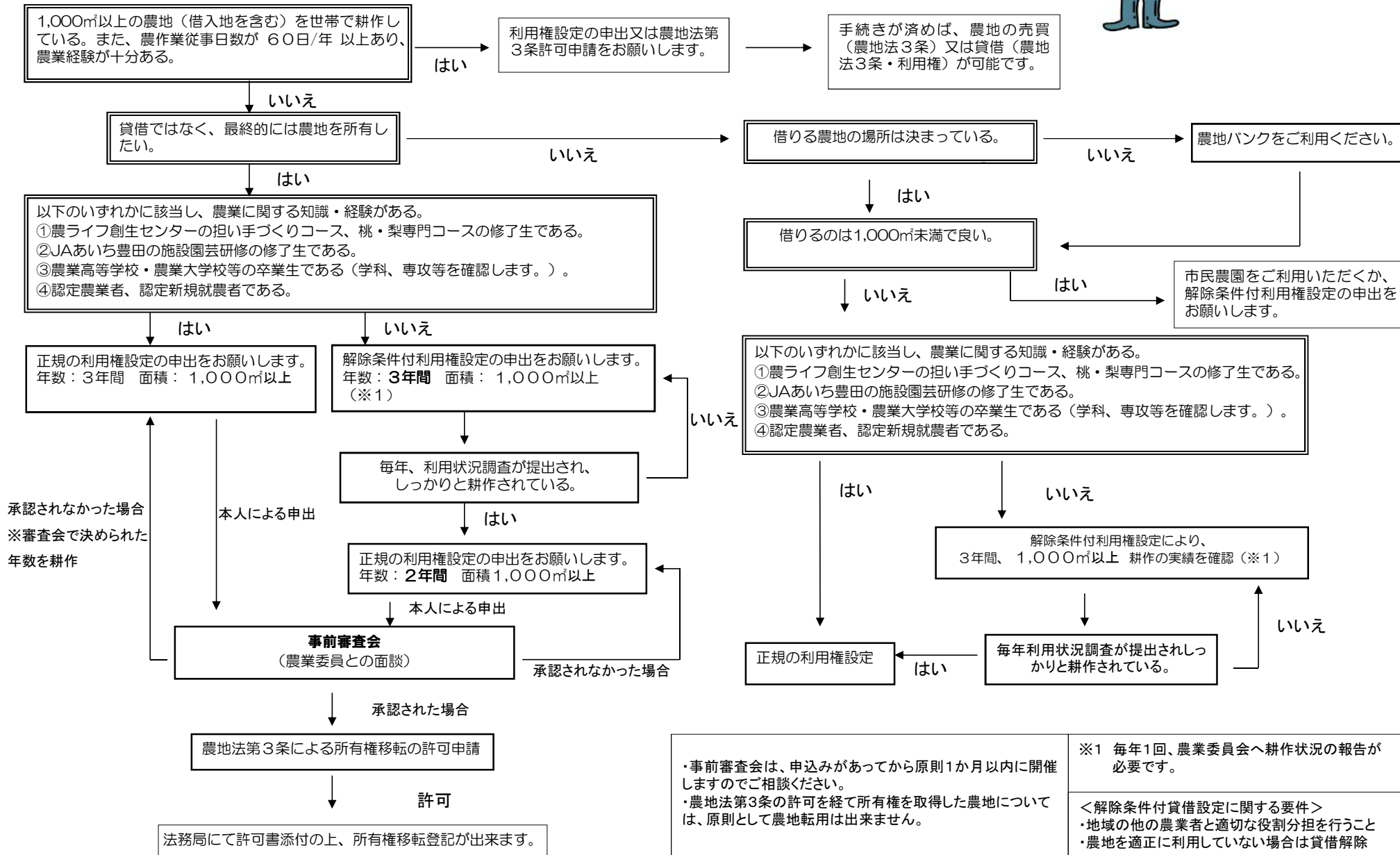


# 新規就農者(個人)が農地を借りる・買うには



令和5年 4月  
 豊田市役所 農政企画課  
 豊田市農業委員会  
 電話:0565-34-6639  
 FAX:0565-33-8149

スタート



・事前審査会は、申込みがあつてから原則1か月以内に開催しますのでご相談ください。  
 ・農地法第3条の許可を経て所有権を取得した農地については、原則として農地転用は出来ません。

※1 毎年1回、農業委員会へ耕作状況の報告が必要です。

<解除条件付貸借設定に関する要件>  
 ・地域の他の農業者と適切な役割分担を行うこと  
 ・農地を適正に利用していない場合は貸借解除